

質疑書兼回答書

(件名) 茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」市民等参加推進支援業務委託について、以下のとおり回答します。

質問事項	回答
ア) オープニングイベントにおける市民参加の企画検討とあるが、実行委員会の立ち上げ、運営支援のみが業務内容であり、市民参加による企画自体（講座、ステージなどの直接支援等）に関する支援は、業務対象外という認識で間違いないか。	お見込みのとおりステージ運営等は基本的に業務対象外ですが、企画がおにクル及びオープニングイベントの趣旨に沿ったものかどうか、より良い形にするにはどうすればいいかといった企画支援など、必要に応じて企画自体への支援は業務として行っていただきます。 なお、本業務は事業者の専門性や企画力等を総合的に勘案し、契約の相手方を選定するプロポーザル方式で公募していることから、より良い事業実施に向け、市民企画への直接支援等の提案を妨げるものではありません。
ア) 実行委員会の立ち上げ、運営支援が業務内容であるが、市民参加の「企画自体」、また当日の実施に関する費用は、委託者・受託者いずれの負担となるか。	市民が実施する企画及び当日の費用については、原則として企画者もしくは市が負担するものと考えております。ただし、企画をより良い形にするために必要な物品や告知物等の作成について、受託者の負担において提案することを妨げるものではありません。
ア) 実行委員会を開催する際の会場借り上げ、費用負担は、委託者・受託者いずれの負担となるか。市の会議室等を会場とすることは可能か。また、実行委員会の事務局拠点は、受託者で設置をするのか。	市役所の会議室が使用（無償）できますが、会議室の空きが無い場合等にクリエイトセンターや福祉文化会館を利用する場合には、受託者において負担いただきます。なお、市民会館跡地活用推進課が事務局となる予定です。

<p>ア) 実行委員会のメンバー募集に関して、市の広報支援はいただけるのか。また、若い世代をはじめとし、様々なニーズ・視点を反映させるメンバー参画も重要と考えており、各種機関との橋渡しは行っていただけるのか。</p>	<p>実行委員会のメンバーは、3月26日に実施予定の、おにクル関連の各事業にご参加いただいた皆さまに交流いただく「大交流会」を皮切りに、参加者への告知や市HP、SNSでの発信等により募集をかける予定です。</p> <p>各種機関との橋渡しについては、受託者からの提案等を踏まえながら、市と受託者において協議の上、対応いたします。</p>
<p>ア) おにクル運営協議会は、いつから始まるのか。また、「市民部会」は、開館後に立ち上がるという認識で間違いないか。ほかにどのような部会があるのか。おにクル運営協議会における「市民部会」の位置づけについて教えていただきたい。</p>	<p>運営協議会については、令和5年度当初から各機能の指定管理者や市所管課が連携し、11月の開館に向けて設置の準備を進める予定です。</p> <p>市民部会の位置づけについては、跡地エリア活用のキーコンセプト「育てる広場」や、これまでの市の取組み等を踏まえて、効果的な運営についてご提案ください。</p> <p>なお、市民部会以外の部会については現在検討中であり、広報委員会や、サービス品質向上委員会など、各機能の職員・スタッフからなる委員会を設置予定です。</p>
<p>ア) 実行委員会に参加していない市民が、「市民部会」に参加することは可能か。</p>	<p>市民部会の立ち上げや試行運用について、効果的と思われる内容をご提案ください。</p>
<p>ア) 「市民部会」の中から、代表者のみが、おにクル運営協議会の全体会合のようなものに参加するという事か。また、全体会合のようなものは、全館の指定管理者、市のいずれが主導するのか。</p>	<p>市民部会の立ち上げや試行運用について、効果的と思われる内容をご提案ください。</p> <p>全体会議については、館長のもと、全館の指定管理者が運営する予定です。</p>
<p>ア) おにクル運営協議会の開催頻度、参加対象者について教えていただきたい。また、市民部会への参加者に対して報酬は発生しないという理解で間違いないか。(市民委員等、報酬が発生する会議との位置づけの違いについて)</p>	<p>おにクル運営協議会は、館長をはじめ、おにクルを構成する各機能の代表者などが参加し、月1回程度開催する予定です。</p> <p>原則として参加者への報酬は発生しませんが、報酬の考え方などについての</p>

	提案を妨げるものではありません。
ア) 委託期間終了後、「市民部会」の運営・支援はどこかに引き継ぐ形になるのか。委託期間後に独立組織として、市民による自主運営に至ることをゴールとして想定されているのか。	委託期間終了後の市民部会の運営については、今後の状況を踏まえ検討します。なお、委託期間終了後の「市民部会」の運営イメージについて、提案を妨げるものではありません。
イ) 市民活動のサポート・コーディネーターを行うコーディネーターの活動支援とあるが、支援対象となるコーディネーターは、どこの所属で、何名程度いるのか。また、どこの現場で、どのようなコーディネーターを実施されているのか。活動支援・人材育成で具体的に想定されている内容があれば教えていただきたい。それとも、育成対象となるコーディネーターは、本業務の委託事業者が新たに募集・育成するのか。	コーディネーターの活動支援については、市民会館跡地活用推進課に所属している1名及び市民活動センターに所属する7名を対象として想定しております。 活動支援・人材育成の内容については、効果的と思われる内容をご提案ください。
イ) ここで対象とする「市民活動」とは、市民活動センターが支援を行っている団体のことを指すのか。あるいは、おにクルにおける市民参加余白のことを指すのか。対象の範囲があれば教えていただきたい。	おにクルを中心とした市内での市民活動を指しておりますが、明確な対象の範囲はありません。
イ) コーディネーターの活動支援とあるが、実際のコーディネーター現場での支援も含むか。その際に、コーディネーターが在籍する施設や現場での支援を行うことが想定されるが、施設や現場のスペースを借りることは可能か。	コーディネーターの活動支援として効果的と思われる内容をご提案ください。 支援に施設や現場のスペースを必要とする場合は、個々に検討しますが、その際に必要となる経費等については、受託者において計上してください。
イ) 「市内公共施設の…参加のすそ野を広げる取り組み」「市域で行われるさまざまな市民活動をつなげたり、新たな活動を提案するコーディネーター機能」は茨木市市民活動センターの機能でもありと考えられるが、本業務とどのように役割分担がなされるのか。 例えば、「おにクル全館への市民参加は	本業務は（3）業務内容に記載のとおり「茨木市市民活動センター、おにクル全館の指定管理者『おにクルみらい』とも連携しながら」実施して下さい。 なお、本業務において、現在の市民活動センターの機能や役割を直接変えるものではありませんが、役割分担につ

<p>全て本業務が担い、委託期間中は、市民活動センターは希望者や問い合わせは本業務受託者に送致する」ことになるのか、その場合「おにクル内の各施設と、市内公共施設への市民参加・コーディネーションも同様に本業務で担う」のか、「公共施設外で行われる市民活動推進は市民活動センターが担う」のか、教えてください。</p>	<p>いての提案を妨げるものではありません。</p>
<p>ウ) 開館に向けたこれまでの取り組みをまとめた冊子の作成について、何年度からの取り組みを反映させることが必要か。また、市からどのような情報を提供いただけるのか。写真や報告書等の提供はあるか。</p>	<p>平成 27 年 12 月に元市民会館が閉館となって以降の取組みを反映いただきます。写真や報告書等、必要な資料をご提供します。</p>
<p>エ) その他業務の実施にあたり必要となる情報の収集及び資料作成等の支援を行う。とあるが、市が行う情報の収集及び資料作成等の支援を行うという認識で間違いはないか。</p>	<p>「受託者が本委託業務を実施するにあたり、必要となる情報の収集及び資料作成」を行っていただきます。</p>
<p>全体) 共同事業体あるいは複数団体によるグループでの応募は可能か。</p>	<p>共同事業体あるいは複数団体によるグループでの応募はできません。ただし、業務の実施において複数の団体と協力することについて妨げるものではありません。</p>
<p>全体) 全館管理は指定管理者制度となっているが、全館管理との連携について、市が橋渡しを行っていただけるのか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>全体) 本業務委託の期間は、単年度となっているが、人材育成に関しては、令和 5 年度のみ実施するのか。また、「市民部会」の次年度以降の支援について、同様にプロポーザルを実施するのか。</p>	<p>本業務は令和 5 年度を対象期間としたものです。</p>
<p>応募に関して) プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととする。とあるが、プレゼンテーションで企画提案書とは別のスライド資料等を使用することは可能</p>	<p>プレゼンテーションでは、企画提案書とは別のスライド資料を用いて説明していただけますが、企画提案書に記載のない内容の追加（補足資料も含む）はできません。</p>

か。また、使用可能な場合、提出期限はいつになるか。	なお、スライド資料の提出は不要です。
応募に関して) 委託料は「全額を業務終了後に支払う」とありますが、業務の単位を分割して、1業務完了時に分割支払い頂くことは可能か。	原則として仕様書のとおり、全額を業務終了時に支払うこととします。

※提出期限は、令和5年2月24日（金）午後5時です。（電子メール）

※質問がない場合は、提出不要です。

※回答は、随時本市ホームページに掲載します。

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

電話 072-655-2757

メールアドレス atochi@city.ibaraki.lg.jp